

電気通信大学安全・衛生委員会規程

平成16年 4月 1日

改正

平成17年 4月 1日

平成18年 4月 1日

平成19年 4月 1日

平成22年 7月21日

平成24年 9月26日

平成27年 3月26日

平成30年 3月30日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学安全衛生管理規程第12条の規定に基づき、電気通信大学安全・衛生委員会（以下「委員会」という。）の調査審議事項、組織、任務等を定め、安全衛生管理活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

(調査審議事項)

第2条 委員会は、前条の目的を遂行するため、次の各号に掲げる労働安全衛生法に関わる事項を調査審議するとともに、必要に応じ学長に対し意見を述べるものとする。

- (1) 職員の危険防止及び健康障害防止の基本的な対策に関すること。
- (2) 職員の健康保持増進を図るための基本となるべき対策及び実施計画の作成に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- (4) 安全衛生に関する規程の作成に関すること。
- (5) 安全衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- (6) 新規に導入する機械、器具その他の設備等に係る危険及び健康障害の防止に関すること。
- (7) 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。
- (8) 健康診断及びその結果に対する対策の樹立に関すること。
- (9) 快適な職場環境の形成に関すること。
- (10) 危険性・有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- (11) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- (12) 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
- (13) 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。
- (14) その他安全衛生に必要と認められる重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 総括安全衛生管理責任者

- (2) 安全衛生管理者から学長が指名した者
 - (3) 衛生管理者から学長が指名した者
 - (4) 産業医から学長が指名した者
 - (5) 電気通信大学安全・衛生委員会専門部門細則に規定する各専門部門長
 - (6) 安全又は衛生に関する経験を有する者の中から学長が指名した者
- 2 委員長は、総括安全衛生管理責任者とし、副委員長は、委員長が指名する。
 - 3 学長は、委員長以外の委員の半数については、職員の過半数で組織する労働組合があるときにはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときには職員の過半数を代表する者の推薦に基づき指名するものとする。

(任務)

- 第4条 委員長は、委員会を統括するとともに、会議の議長を務め、委員会の付議事項及びその他必要な事項を処理する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはこれを代行する。
 - 3 委員は、常に職場環境や安全衛生に関する事項に留意し、労働安全衛生法に関わる安全衛生管理活動に寄与するよう努めるものとする。
 - 4 委員会は、毎月1回委員長が招集するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、委員長は早急に委員会を招集しなければならない。
 - (1) 緊急性のある調査審議事項が発生したとき
 - (2) その他委員長が必要と認めたとき

(任期)

- 第5条 第3条第1項第2号、第3号及び第6号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(議事)

- 第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。
- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

- 第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。
- (専門部門)

- 第8条 労働安全衛生法に関わる専門の事項を調査審議するため委員会に専門部門を置くことができる。
- 2 専門部門に関し必要な事項は委員会が別に定める。

(委員会の事務)

- 第9条 委員会の事務は、総務部人事労務課において総括し、事項に応じて関係部局がこれにあたる。

(雑則)

- 第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年9月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。